

6月23日から29日までの1週間は 「男女共同参画週間」です

令和7年度 男女共同参画週間
キャッチフレーズ

誰でも、どこでも、自分らしく

内閣府男女共同参画推進本部では、男女共同参画基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本法の目的および基本理念に関する国民の理解を深めるため設けられたものです。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、国や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

人権教育・啓発

●6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が住民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が委嘱され、本市では現在16人が活動しています。秘密は固く守られますので、ご相談ください。

◆特設人権相談所

日時 6月1日(日) 10:00～12:00

場所 富岡公民館

●第2回 阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 6月24日(火) 14:00～15:30

場所 文化会館2階 研修室

演題 「犯罪被害者等の実情と
必要な援助について」

講師 徳島被害者支援センター

副理事長 三原由紀子さん

※入場無料、申込不要 ※手話通訳あり

※悪天候等により、急きよ中止となる場合は市ホームページでお知らせします。

●男女共同参画に関するパネル展示

男女共同参画に関する展示を行いますので、ぜひご覧ください。

日時 6月2日(月)～30日(月)

場所 市役所1階 高層階エレベーター前

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

訂正しておわびします

「あなん市議会だより」第174号（令和7年5月発行）の掲載内容に誤りがありました。

●5ページ、一般質問ダイジェスト、 下段

【誤】 債権過剰購入 債権運用指針

【正】 債券過剰購入 債券運用指針

訂正しておわびします。次回8月発行予定の「あなん市議会だより」第175号においても訂正内容を掲載します。

問い合わせ 議会事務局 ☎22-3399

令和8年二十歳の集い 実行委員募集

式典の内容や当日の司会は、実行委員の方と協力して企画しています。一生に一度の式典を自分たちで企画してみませんか。

活動期間 8月～令和8年1月末

募集人数 10人程度

対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日

（2005年4月2日～2006年4月1日）生まれの方

活動内容 式典当日の運営、記念品の選定、
パンフレットの作成など

活動頻度 月1～2回程度 申込締切日 7月25日(金)

申し込み・問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391